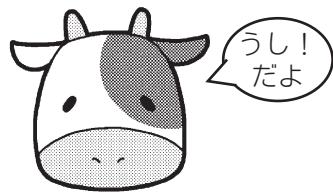
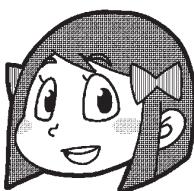
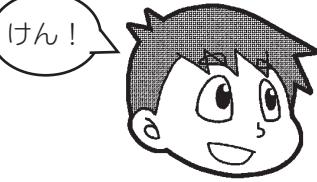


# 学ぼう権利！ 使おう権利！

## ～病気休暇って？～



病気休暇（病休）って、どんな休暇なの？

病気休暇は、教職員が疾病または負傷のために治療する必要がある場合に、休暇として認められているものです。



どれくらいの期間、認められるの？

- ① 公務上の負傷や疾病の場合
  - ② 結核性疾患の場合は、1年の範囲で
  - ③ ①・②以外の負傷または疾病の場合や、不妊治療や妊娠に対する疾病的場合は、3か月の範囲内で（高血圧症、精神疾患等は6か月の範囲内で）、それぞれその療養に必要と認める期間で病気休暇が認められる。
- それに病気休暇中の賃金は、有給なの。



風邪をひいたときでも、取ることができるの？

もちろん。病気休暇は、1時間あるいは1日を単位としても取ることができる。1週間以上取る場合は、市町村によっては医師の診断書が求められる。1週間をこえない場合はあらかじめ医師の診断書を提出するまでもないと考えられていて、学校長が確認の必要があるという時には、診察券や受診した時の領収証のコピーなど通院していることを明らかにするものが必要になる。



具合の悪い時は、まず病院で診てもらって、必要な治療をしてもらうウッシ。職場の中でも、お互いの体調を確かめ合いながら、受診しやすい体制、安心して療養できる環境づくりをしていくウッシ。

**病気のときは、病休で休むウッシ！**

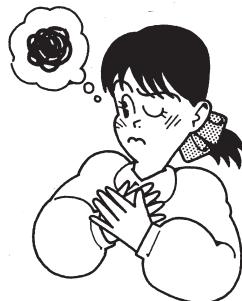
民主的な職場づくりに生かすため

## 2014管理職に関する調査

昨年度の調査では、パワハラ123人、セクハラ27人という実態が明らかになり、分会で対応しきれない問題となるケースは、支部と連携して地教委等に指導を要請してきました。

健康が守られる働きやすい職場環境づくりに向け、職場の中の問題を明らかにしていきましょう。

\*問題については、調査用紙に具体的な内容を記入して、支部へ報告を。



**分会調査期間 7月1日～25日**